



はねじよん

©大田区

# パレット

No.207

大田区 消費生活相談 検索



## 訪問販売に注意!



## 電話勧誘販売に注意!



## 通信販売の定期購入に注意!



## インターネットトラブルに注意!



# 事例を知って悪質商法の被害防止!

～高齢者の被害防止には周囲の方の「見守り」が重要です～

# 大田区立消費者生活センター 相談専用電話 ☎ 03(3736)0123

対象者:大田区内に在住・在勤・在学の方

※消費者生活センターは、消費者の方からの契約に関する相談窓口です。事業者の方の事業に関するご相談はお受けできません。

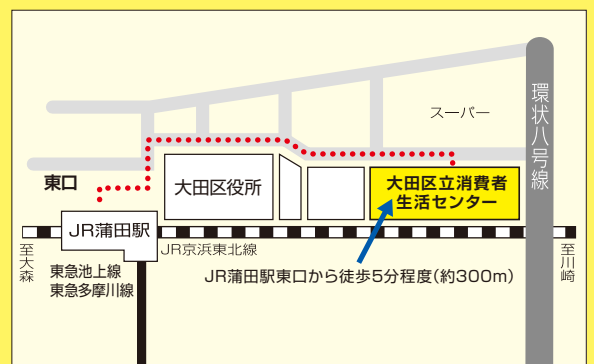
受付:月～金曜日 午前9時～午後4時30分

〒144-0052 大田区蒲田5-13-26-101

電話03(3736)7711(代表) FAX 03(3737)2936

土・日、祝日はこちらへ

いやや  
消費者ホットライン ☎ 188

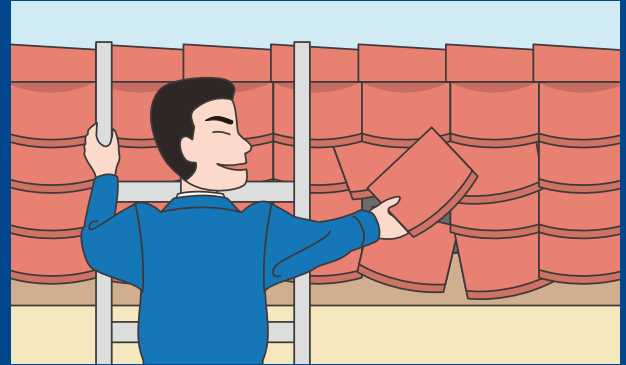


# 訪問販売に注意しましょう

～修理に関するトラブルが後を絶ちません!!～

## 事例1

突然自宅を訪問した事業者から「屋根瓦がずれているのが見えた。無料で点検します」「すぐに修理しないと雨漏りする」「瓦が落ちて近所に迷惑をかける」などと言われたため、不安になり、150万円の屋根工事の契約をした。



## 事例2



夜に自宅のトイレが詰まったため、インターネット広告に980円からと記載のあった事業者修理を依頼した。高圧ポンプで10分程作業したが、解消されなかった。「便器を外して排水管を確認すると3万円かかる」と言われ依頼したが直らず、言われるがまま通管作業にも了承した。詰まりは解消したが30万円を請求されている。

## 対策

- 契約を急かされても、その場で判断しない。
- 合意できない契約を断ることは消費者の権利なので、契約前に納得できない場合は「いらない」ときっぱり断る。
- 点検商法は、さまざまな犯罪の下調べとなる危険性があるため、安易に応じない。
- 消費者生活センターや身近な人に相談する。

## ここが見守りポイント!

- ◆見慣れない事業者がたびたび出入りしていないか気にかける。
- ◆「本当に必要なの?」など周りからの声かけで被害に気付くこともあります。



ご相談は  
消費者生活センターへ

# 「お試し」のつもりが「定期購入」に!?

～インターネット通販でのトラブル相談が多く寄せられています～

## 対策

- ★「**定期購入**が条件となっていないか」など、**購入条件**や**返品条件**をしっかりと確認しましょう。
- ★「**最終確認画面**」をスクリーンショットなどで記録しておきましょう。

低価格の表示が強調されている

何度もスクロールしないとサイト全体を見られない

契約内容や返品特約の文字が小さい、またはリンク先でないと確認できない



## ここが見守りポイント!

- ◆見慣れない商品が増えたり、定期的に同じ商品が届いていないか気にかける。

※令和3年に改正された特定商取引法では、ネット通販事業者等に対し販売サイトの「最終確認画面」で、分量・販売価格・支払方法・申込期間（期限のある場合）・申込みの解除などの申込みの内容や取引条件を表示することを義務付けています。

## フィッシング詐欺

実在する通販サイトやクレジットカード会社、宅配会社、行政などをかたってメールやショートメッセージ (SMS) が届きます。



お荷物のお届けに  
あがりましてが  
不在のため持ち  
帰りました。下  
記よりご確認ください。  
http://www.jp/xxx  
xxxx.com

### ①開かない

送信者と件名を確認し、覚えのないものは、それ以上本文を見ようとメールを開かない。件名に「緊急」「重要」「セキュリティ」などを強調していれば詐欺の可能性あります。

### ②タップ(クリック)しない

詐欺メールの多くに、誘導先へのURLが記載されています。URLをタップ(クリック)してしまうと詐欺サイトへ誘導されてしまいます。事業者からのメールだと思っても、公式アプリやブックマークから事業者のサイトにアクセスする方が安全です。

### ③入力しない

詐欺サイトの目的は、クレジットカード情報や、ID・パスワードなどの重要な情報や金銭を盗むことです。メールやSMSで、個人情報やカード番号などの入力を求められたら、特に警戒しましょう。



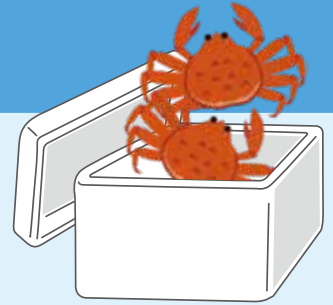
ご相談は  
消費者生活センターへ

# 電話勧誘販売に注意!

海産物購入の勧誘電話がかかってきた。以前注文した業者かと思って話を聞いたところ、勧誘電話とわかり「困ります」と電話を切った。ところが、代引配達のコール便でカニが届いた。

## 対策

- 断るときは「けっこうです」など肯定ともとれるあいまいな返事をせずに、「**いりません**」とはっきり断る
- 頼んだ覚えのない商品を「**受け取らない**」、代引配達は「**支払わない**」
- 注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送りつけられた商品は、受け取ってしまった場合でも直ちに処分ができる。(令和3年に改正された特定商取引法による)



## ここが見守りポイント!

- ◆日頃から高齢者の居室・居宅の様子、言動や態度に変化や不審な点がないか気をつける。
- ◆見慣れない荷物や、請求書などがあつたら、経緯などを確認する。

## クーリング・オフ制度って?

クーリング・オフは、消費者が行った契約について、無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。不意打ち的な勧誘である訪問販売や電話勧誘販売などで契約した場合に、頭を冷やして冷静に考え直す時間が設けられています。

クーリング・オフができる取引や期間は法律で定められています。



▲  
区ホームページは  
こちら

### 〈クーリング・オフができる取引の一例〉

取引名称	取引形態	クーリング・オフ期間
訪問販売	家庭訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス等	8日間
電話勧誘販売	事業者から電話で勧誘を受けた取引	8日間
訪問購入	店舗以外の場所で、物を買取る商法	8日間

### 注意

インターネット通販など通信販売はクーリング・オフができません。返品可否や特約などの契約条件や、所在地や連絡方法を確認しましょう。

特約がない場合には、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば返品できますが、返品に係る費用は消費者の負担となります。



ご相談は  
消費者生活センターへ



# 消費者生活センターってどんなところ？

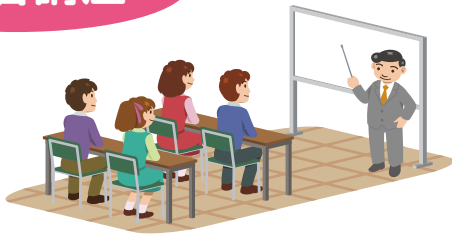
お気軽にご利用ください。

## 消費生活相談

「消費者」と「事業者」との間には、情報の質や量、交渉力、取引の経験などに大きな**格差**があります。そのため、様々な契約の場で、消費者は事業者よりも弱い立場に置かれやすくなります。「消費者」と「事業者」との間の格差を埋めるために、消費生活相談員がトラブル解決に向けての情報提供や助言、あっせんを行っています。

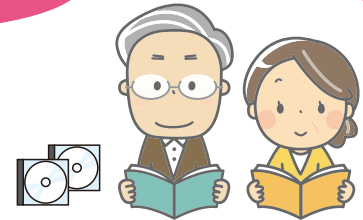


## 消費者講座



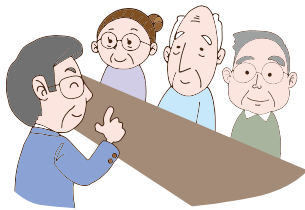
くらしに役立つ情報や消費者被害に遭わないための知識を提供するため、消費者講座を開催しています。

## 資料コーナー



消費者問題への関心や消費者力を高めるため、消費生活に関する展示や、図書・DVDの閲覧や貸出をしています。

## 出張啓発



地域の方向士のグループなどから依頼を受けて、高齢者施設等へ消費生活相談員が出張し、消費者トラブルの最近の事例や対策など、ご希望のテーマに沿った講座を行っています。

## 消費者活動の支援



消費生活に関わる活動に取り組んでいる消費者団体を支援しています。消費者団体と共催して「生活展」を開催しています。

## 食品の放射能測定



消費者の食品に対する不安解消を目的として、一般流通食品等に含まれる放射性物質の簡易測定を行っています。

## 集会室



大集会室

第5集会室

第1～3集会室

会議やサークル活動等に利用できる集会室の貸出をしています。



ご相談は  
消費者生活センターへ